

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料について、妻と一緒に納付書で納付してきたのに、妻の記録は納付済みで、自分の記録が未納となっているので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻は、「保険料の納付はいつも夫がしてくれ、私は付加保険料も納付しており、夫だけ納付していないはずはない」と証言しており、事実、その妻は付加保険料も納付していることから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとするその妻は、婚姻前後及び申立期間も含め、すべての保険料を納付しており、申立期間を含めた昭和50年3月から59年1月までにおいては、付加保険料も納付していることから、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金の加入及び喪失の手続を適切に行っている上、その妻においても任意加入から強制加入への切替手続などが洩れなくされていることから、申立人及びその妻の国民年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年11月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、市役所から未納通知が来たので納付した。領収書を発行してもらい、係の人から年金手帳に領収書を貼っておくよう言われた。領収書があるのに、資格記録が無いという理由で納付済期間に加えられないことには納得がいかない。

また、申立期間②が未加入期間となっているが、地域の婦人会が自宅に集金に来ていたので国民年金保険料を納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、社会保険庁の記録では国民年金に未加入の期間とされているが、申立人は、昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料について、市役所の職員が交付した同年12月17日付けの領収書を所持しており、その金額は申立期間①及び同年12月の保険料の合計額と一致する。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入する必要があるところ、申立人は記録上未加入とされている昭和48年4月以降の保険料の領収書を所持している上、その領収書の領収年月日が同年12月17日であるにもかかわらず、国民年金の加入年月日が領収年月日以後の同年12月28日となっていることは不自然であり、行政側において不適切な事務処理があった可能性も否定できない。一方、申立人は、48年4月に厚生年金保険の資格を喪失しており、同年4月以降の保険料の領収書を所持していることを踏まえると、その厚生年金保険の資格喪失時

から国民年金に加入したことが推認される。

さらに、申立期間①の国民年金の加入記録について、何らかの理由により取消処理が行われたとすれば、国民年金保険料の還付処理がされるどころ、申立人に対して保険料が還付された形跡は無い。

- 2 一方、申立人は、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人が昭和 61 年 4 月に市役所に提出した、国民年金被保険者資格取得・種別変更（第 3 号被保険者該当）届書の事務処理においては、第 3 号被保険者への種別変更ではなく、申立人が同年 4 月に再度国民年金に第 3 号被保険者として加入したとの処理がなされていることから、同年 3 月以前において国民年金に未加入であったことが推認される。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和27年5月16日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和27年5月16日から同年6月1日まで

昭和27年5月16日からA丸(船舶所有者:B。)に乗船したが、社会保険庁の記録は同年6月1日資格取得となっている。船員手帳にも資格取得日が同年5月16日と記載されているので、同日から同年6月1日までの期間についても、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた船員手帳には、申立人のA丸における船員保険の被保険者資格取得日は昭和27年5月16日と記されており、申立期間において継続勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人に係る現在の基礎年金番号に統合されている同年6月1日を資格取得日とする記録のほか、申立人と同姓同名の者(ただし、氏名の読み及び生年月日が異なる。以下C氏という。)が確認でき、申立てどおり同年5月16日を資格取得日として別の記号番号により管理されている記録が存在する。このことを社会保険事務所に照会したところ、申立人の現在の記録は管轄社会保険事務所で管理していた船員保険被保険者名簿と一致しており、C氏の記録は社会保険庁で管理していた旧船員保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)と一致することが確認できる上、同名簿及び旧台帳共に船舶所有者及び申立人の氏名の漢字表記は同一であることが確認できるとともに、C氏の記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合

されていないことから、この記録は、申立人に係るものであると認められる。

また、前述の社会保険庁で管理していた申立人に係る旧台帳を確認したところ、資格取得日が昭和27年6月1日、その下欄にも同年5月16日と不自然に二段書きされているが、船舶所有者が被保険者資格取得の届出を行う際、船員保険法施行規則第7条によると乗船日は記載事項に含まれておらず、仮に、船舶所有者が申立人の資格取得日を同年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険庁が知り得ないその乗船日である同年5月16日を記録するとは考え難いことから、船舶所有者は申立てどおりの日付を資格取得日として届け出たことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和27年5月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、C氏に係る社会保険庁のオンライン記録から1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格喪失日に係る記録を平成7年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月31日から同年9月1日まで

平成3年2月20日から7年8月31日までA社に勤務しており、厚生年金保険の資格喪失日は同年9月1日になるべきところ、同年8月31日とされている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、A社から提出のあった申立人に係る「退職理由書」及びC健康保険組合の「健康保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人は同社に平成7年8月31日まで勤務していたことが認められる。

また、当該事業所が保管していた「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人を含めた3名の資格喪失日は平成7年8月31日である一方、同様に同社が保管していたD厚生年金基金（現在は、E企業年金基金。）の「厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書」には、それらの者に係る資格喪失日の「平成07年08月31日」が「平成07年09月01日」と訂正された形跡がうかがえる上、同基金の「加入員適用記録照会」においても、申立人の厚生年金基金資格喪失日は同年9月1日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の申立人に係るA社における資格喪失時の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「基金から申立人らの資格喪失日の訂正の指摘がされたと思われるが、それに伴う社会保険事務所への訂正届を提出した形跡は見当たらない」と届出誤りを認めており、事実、申立人と同時に資格喪失届が提出された従業員2名の記録も申立人と同日の資格喪失日であることから、事業主より資格喪失日訂正届が提出されたとは考え難く、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和41年4月1日から同年7月26日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月26日とし、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年5月まで
(B社)
② 昭和41年1月から同年8月まで
(A社)
③ 昭和52年6月から54年1月までのうち、
いずれかの連続した4か月間
(C社)

各申立期間について各事業所に勤務したが、社会保険事務所に記録の照会をしたところ、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、社会保険庁の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所として確認できるのは昭和41年4月1日からであるところ、同社の事業主は「当時、事務は会計事務所をお願いしていたが、従業員全員を厚生年金保険に加入させ、保険料も控除していた」と回答しており、事実、同社の厚生年金保険被保険者縦覧においても、被保険者期間が1か月以下の従業員が4名存在する上、申立人の当時の従業員数の記憶と社会保険庁の記録における同社に係る被保険者数が8名と一致しており、事業

主は短期間就労者を含め従業員全員の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出していたことがうかがえる。

また、申立人の勤務期間の始期については、申立人は「入社直後に当該事業所が催した忘年会に出席した覚えがある」と申述しているところ、忘年会の会場に関する申立人、A社の事業主及びその弟の記憶が一致していることから、申立人は昭和40年末ごろから同社の従業員として勤務していたことがうかがえる。

さらに、申立人の勤務期間の終期について、申立人は昭和41年7月10日に厚生年金保険の資格を喪失した同僚が当該事業所を退職したことを記憶している上、同年7月11日に20歳で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同僚から「申立人のことは覚えていないが、当時18歳ぐらいの男性がいた。自分は結婚のためその男性より早く会社を辞めた」との証言を得ており、社会保険庁のA社に係る記録によると、当時、18歳の男性被保険者は見当たらず、最も低年齢の男性被保険者は証言者より年上の21歳であることから、この証言が指す男性は当時18歳であった申立人であることが推認できる。

加えて、申立人は「給与支給日まで勤務し、最後の給料を受け取った。その後は勤務していない」と申述しており、事業主は「給与締日及び支払日は毎月25日」と回答していることから、申立人は昭和41年7月25日まで当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和41年4月1日から同年7月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は同年代で男性の同僚が不在であることから、昭和41年4月1日資格取得者の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「納付していた」と回答しているが、当該事業所に係る被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理をしないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、当該事業所は前述のとおり昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所として手続されており、それ以前である同年1月から同年3月までの期間については、事業主及び同僚の厚生年金保険被保険者記録も確認できないことから、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であった事実

はうかがえず、同年7月26日から同年8月までの期間については、申立人が勤務していたとの証言が得られない上、申立人自身も最終給与を受けた日まで勤務したと記憶していることから、申立期間②のうち、同年1月から同年3月までの期間及び同年7月26日から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間①について、申立人はB社に厚生年金保険被保険者資格取得日の昭和40年6月1日より前である同年1月から勤務していたと主張しているものの、当該事業所が保管していた賃金台帳によると、申立人の最初の給与は同年5月末日に8日間分が支払われており、それ以前の申立人に係る支払記録は無く、最終の給与は41年1月末日に1時間分が支払われていることが確認できることから、同社の給与は25日締め、月末日払いであることを踏まえると、申立人が同社に勤務していた期間は、申立期間①とは相違する40年5月から同年12月までの期間であることが推認できる。

また、前述の賃金台帳によると、保険料控除については、社会保険庁の記録どおり昭和40年6月から同年12月までの期間であることが確認でき、申立人が、申立期間①において、厚生年金保険料を控除されていた事実は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人はC社に勤務したと主張しているが、同社の事業主及び従業員からの証言が得られず、その勤務実態を確認できない。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として手続されたのは、社会保険庁の記録によると昭和56年11月4日であり、申立期間③においては、事業主及び従業員の厚生年金保険の加入記録も確認できないことから、申立人のみが厚生年金保険の被保険者であった事実は無い。

また、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで
A社B所（現在は、A社C部。）から同社本社へ昭和63年11月1日に転勤となったが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同日から同年12月1日までの期間が空白となっている。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及びA社が社会保険事務所に提出した記録訂正の要望書により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和63年11月1日にA社B所から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所に係る被保険者記録は、申立期間①については、資格取得日が昭和50年3月28日、資格喪失日が53年4月1日、申立期間②については、資格取得日が54年3月31日、資格喪失日が60年7月29日とされ、当該期間のうち、申立期間①に係る50年3月28日から同年4月1日までの期間及び申立期間②に係る54年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日及び標準報酬月額を、申立期間①については50年3月28日、11万円とし、申立期間②については54年3月31日、18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る両申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年3月28日から同年4月1日まで
② 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

平成20年2月8日にA社B所から、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日訂正届が提出されたことにより、資格取得日が申立期間①については昭和50年3月28日、申立期間②については54年3月31日に訂正されたものの、50年3月及び54年3月については保険料の徴収期限を経過した後の届出のため年金額に反映できない旨の回答を社会保険事務所から受けた。しかし、申立期間の保険料についても給与から天引きされていたので、当該期間について厚生年金特例法該当と認めて年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B所における厚生年金保険被保険者記録には、申立期間①

については資格取得日が昭和 50 年 3 月 28 日、申立期間②については 54 年 3 月 31 日であったとする記録訂正を社会保険事務所が平成 20 年 2 月 8 日に行い、これに基づき申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているものであるが、申立てに係る事業所から提出のあった当該事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿、事業所回答票及び事業主が社会保険事務所に提出した資格取得日届訂正の経緯により、申立人が当該事業所に、申立期間①については昭和 50 年 3 月 28 日から、申立期間②については 54 年 3 月 31 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 50 年 4 月の資格取得時点における社会保険事務所の記録から 11 万円とし、申立期間②の標準報酬月額については、54 年 4 月の同記録から 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る両申立期間の保険料の納付義務の履行については、事業主は当時、申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していなかったと回答していることから、事業主が申立期間①については昭和 50 年 4 月 1 日を、申立期間②については 54 年 4 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 50 年 3 月及び 54 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る両申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B所に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和63年7月1日、資格喪失日が平成6年10月1日とされ、当該期間のうち、昭和63年7月1日から同年8月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

A社C所から同社B所に転勤した時点において、昭和63年7月1日資格喪失、同年8月1日資格取得と厚生年金保険被保険者期間に1か月の空白があるが、この期間について被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B所における厚生年金保険の被保険者記録には、同社B所が、申立人の同社C所から同社B所への転勤に係る通知を確認の上、当時の事務処理誤りを理由として、昭和63年8月1日から同年7月1日への資格取得日訂正届を平成20年9月4日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において訂正処理が行われた後の申立人の被保険者資格の得喪等が記録されている。ただし、当該期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間について年金額の計算の基礎となる被保険者期間として認めてほしいと申し立てているもので

あるが、当該事業所から社会保険事務所に提出された「取得年月日の訂正届出書」及び在籍証明書により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 63 年 8 月の資格取得時点における社会保険事務所の記録から 15 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、事務手続を誤ったと回答していることから、事業主が当初昭和 63 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から59年1月まで

隣組の集金で国民年金保険料を納付していた。その隣組の集金では、未納者がいると年度末に完納祝品がもらえないので、未納者には厳しかった。私自身も年金がもらえないと困るから、途中でやめたことは無い。途中で国民年金の任意加入の喪失手続や再加入の手続を行った記憶も無いので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年4月の国民年金の任意加入の喪失及び59年2月の再度の加入について、手続を行った記憶が無いと申述しているが、制度上、任意加入被保険者の資格取得及び喪失については、原則、本人が申し出なければならないため、申出が無いにもかかわらず、市町村役場の判断で事務処理を行うことは考え難い。

また、市町村の国民年金被保険者名簿においても、申立人が昭和58年4月に資格を喪失し、59年2月に資格を再取得したことが記載されている上、それらの記載内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から45年12月まで

20歳になった当時は学生のため、国民年金の加入手続及び保険料の納付は母がしてくれた。母はしっかりした人だったので、手続を忘れたり、納付を忘れたりするとは考えられない。昭和39年11月に結婚し、1年後ぐらいに母親から、今後は自分で払うようにと国民年金手帳を渡された記憶がある。結婚後は家政婦に任せきりで、自分で納付したはっきりした記憶は無いが、家政婦の方もしっかりした方だったので納め忘れがあるとは考えられない。申立期間の保険料が納付された記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、当初は申立人の母親が、婚姻後にその母親から国民年金手帳を渡された後は家政婦が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、具体的な国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等が不明である。

また、社会保険庁の記録では申立期間のうち昭和42年5月から44年8月までの期間は国民年金に未加入とされているが、申立人の夫は地方議会議員をしており、その配偶者である申立人については、国民年金の加入は任意であることから、国民年金の被保険者となっていないことが必ずしも不自然とは言えない。

さらに、申立人は、申立人の夫とは別々に国民年金保険料を納付していたと申述しているものの、婚姻した昭和39年11月からその夫が60歳に到

達するまでの国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は同一であり、その夫の申立期間に係る記録も申立人と同様に未納及び未加入となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から47年3月まで
社会保険庁の記録では、申立期間について国民年金に未加入とされているが、昭和43年ごろ、勤め人の奥さんも国民年金に加入できるようになったと言われ、近所の人たちと加入し、国民年金保険料を班長に毎月納付していた。領収書等はないが、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付するためには、国民年金に加入して国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和48年10月に払い出されており、申立期間中、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者の配偶者であったため、国民年金への加入は任意であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年10月の時点では、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年から26年まで(月不明)
(A炭鉱B社)
② 昭和26年から28年まで(月不明)
(C炭鉱内の事業所)
③ 昭和28年から33年まで(月不明)
(D社E出張所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A炭鉱のB社、C炭鉱内の事業所及びD社E出張所F班に勤務していたころの記録が無い旨の回答があった。給与明細書は無いが、健康保険、厚生年金保険及び失業保険に加入しており、保険料も控除されていた記憶があるので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとするA炭鉱B社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は当時の同僚等を記憶していないことから、証言等も得ることができず、申立人が勤務していた事業所及びその勤務していた期間を特定することができない。

また、同炭鉱内に当該事業所と類似した名称であるG社の存在が確認できることから、同社に照会したところ、同社が保管していた厚生年金保険の適用事業所になった昭和26年3月1日以降の名簿の提供を受け、その内容について確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、そこに記載されている者の記録は社会保険庁の記録と一致していることから、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

2 申立期間②について、申立人は「C炭鉱内の業務に従事していた」と主張するのみで、具体的に給与の支払元である事業所名を記憶していない上、

申立人が記憶していた当該炭鉱の2社の元請会社に照会したものの、両社共に「当時の下請会社は不明」と回答しており、これによっても、申立人が勤務していた事業所を特定できない。

また、申立人は、事業主及び当時の同僚等の氏名も記憶していないため、それらの者から証言等を得ることができず、申立人が勤務していた事実のほか、厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が保管していたD社E出張所等から交付された辞令及び表彰状等より、申立人は少なくとも昭和30年8月から32年1月まで同社に勤務していたことが確認できるものの、その表彰状等について、同社H支店は「当社のもので間違いないが、『作業員』と記されているので、当社の従業員ではない」と回答しており、申立人自身も「班長であるF氏から給与を受けていた」と申述していることから、申立人が同社の従業員であった事情はうかがえない。

また、前述の辞令には「F班」との記載が確認できるが、一般的に、当時の工事施工は直営施工の現場係制度という方式で行っており、現場係制度において、「班」に勤務する個々の労働者については、現場係（班長）である一人親方が募集を行ったため、D社の社員ではないと考えられ、事実、同社H支店は「『F氏』は正社員としての登録は無い」と回答している上、同社において同氏の厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

さらに、社会保険庁が保有している当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所が申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

- 4 申立人は、各申立期間において「各現場とも危険を伴う作業のため、健康保険及び労働者災害補償保険に加入していたはずである。だから、厚生年金保険にも加入していたはずだ」と医療保険制度と一体性のある厚生年金保険の加入を主張しているが、各申立期間に申立人が加入していた医療保険制度は確認できないものの、当時から医療保険制度は社会保険事務所の政府管掌健康保険のほかにも、厚生年金保険とは一体性の無いI国民健康保険組合等が存在し、労働者災害補償保険は現場ごとの加入であることから、これら保険制度の加入の記憶をもって、厚生年金保険に加入していたことを推認できない。

また、申立人は厚生年金保険料が控除されていたと強く主張しているものの、その記憶には金額等の具体性が無い。

さらに、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から同年 10 月まで
(A社)
② 昭和 36 年 10 月から 37 年 3 月まで
(B社)
③ 昭和 37 年 4 月から同年 10 月 1 日まで
(C社D店)
④ 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 4 月まで
(C社)

申立期間①にはA社、申立期間②にはB社、申立期間③にはC社D店のレストラン、申立期間④には同社本店のレストランに勤めていたことは間違いないので、これらの期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、事業主も既に亡くなっていることから証言等が得られず、勤務の事実を確認することができない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所として手続されたのは、申立人が当該事業所を退職した後である昭和 40 年 4 月 16 日であり、事業主を始めとした従業員全員の厚生年金保険の加入記録は同日以降であることから、申立人のみが申立期間①において、厚生年金保険の被保険者であった事実はうかがえない。

2 申立期間②について、申立人が勤務したとするB社は、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚を記憶しておらず、申立期間②当時の状況を確認することができない。

なお、申立期間①及び②の一部を含む昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 1

月 26 日までの期間、申立人に係る別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、社会保険事務所が保有しているその事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然さはうかがえないことから、申立人は、それぞれの申立事業所に勤務していた期間を誤認していることも否定できない。

- 3 申立期間③及び④について、申立人は「C社D店及び同社本店のレストランに勤務していたが、同社に直接雇用されたのではなく、レストランの経営は別の会社であったと思う」と申述しているところ、C社から「レストラン部門については、当時から外部委託していたと思う」旨の回答を得たことから、申立人が雇用されていたのは同社ではなく、同社から委託を受けた事業所であったことがうかがえるものの、申立人はその事業所名についての記憶が無く、同社も「資料が無いため、本店とD店の業者が同一であったかを含めて、委託先名については不明」と回答していることから、同社本店及び同社D店の委託先である事業所を特定することができない。

また、当時、C社D店のレストランにおいてウェイトレス業務に従事していた従業員が、申立人と同職種であった料理人を5名記憶しており、それらの者の社会保険事務所が保有している同社D店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、そのいずれの者についても氏名が確認できないことから、申立人を含めた料理人は同社同店において、厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

一方、申立人の妻は、申立人と同様にC社D店の従業員ではなく、委託先のレストランでウェイトレスをしていたにもかかわらず、同社において厚生年金保険の被保険者記録が昭和37年9月1日から同年12月25日まで確認できることから、申立人についても同社の社員であったと主張しているが、前述の被保険者原票及び同社本店に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、そのいずれにおいても、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

- 4 申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。